

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

江府町長 あて

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付申請書

年度江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付を受けたいので、本補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象住宅の所在地

江府町大字

2 補助対象住宅の所有者

3 補助対象住宅の所有者の住所

4 補助対象経費

円【工事計画書（A）の金額】

5 補助金交付申請額

円【工事計画書（B）の金額（千円未満切捨て）】

6 工事完了予定年月日

年 月 日

(裏面)

※関係書類

- 1) 工事实施(変更)計画書(様式第2号)
 - (2) 補助対象工事に要する経費の見積書の写し(内訳明細が記されたもの)
 - (3) 補助対象住宅の位置図
 - (4) 補助対象住宅の建物平面図
 - (5) 補助対象住宅の現況写真
 - (6) 本補助金要綱第4条第1項に定める事業の場合は、集落から要請を受けた旨を証明する書類の写し
 - (7) 補助対象住宅及びその土地の所有者等を確認できる書類の写し
 - (8) 補助対象住宅の所有者が本補助金要綱第6条1項第2号に定める場合においては、所有者全員から除却に関する委任を受けたことを証する書類
 - (9) 補助対象工事を施工する建設業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業者の解体工事業の登録通知書の写し
 - (10) 申請者の属する世帯全員の本町の町税の滞納がないことの証明書
 - (11) 申請者が相続人の場合は、相続人であることを証する書類一式
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

誓約事項

- 私は、補助対象住宅に共有者(相続人を含む。)がいる場合、当該補助対象住宅の除却について当該者全員の同意を得ること、及び当該者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。
- 私は、補助対象住宅に所有権以外の権利を有する者がある場合、当該補助対象住宅の除却について当該者全員の同意を得ること、及び当該者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。
- 私は、補助対象住宅の所有者と補助対象住宅が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合、当該補助対象住宅の除却について当該者全員の同意を得ること、及び当該者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。
- 私は、補助対象住宅が区分所有の長屋建ての住宅の場合、当該補助対象住宅の除却について当該区分所有者全員の同意を得ること、及び当該者から異議があったときは責任をもって解決することを誓約します。
- 私は、暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことを誓約します。
- 私は、当該補助金の交付申請に当たり、他の補助金等の交付を受けていないこと又は受けないことを誓約します。

申請者署名 _____ 印

工事実施（変更）計画書

1 補助対象住宅の概要

用途		<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋建住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅
構造 規模	構造	造
	階数	地上 階 ・ 地下 階
	対象延床面積	. m ²

2 施工業者

施 工 業 者	所在地	連絡先		
	名称	担当者		
	許可番号 (登録番号)	建設業 の場合	大臣・知事 (—) 号 (工事業)	
		解体工事 業の場合	解体工事業登録 知事 号	

3 交付申請額の算定内訳

総事業費	円
補助対象工事費 及び 補助対象経費 (A)	円
補助金交付申請額 (B)	(A) × 4 / 5 補助限度額 50 万円 千円未満切捨て 円

注) 1 「補助対象工事費及び補助対象経費 (A)」は、除却工事費のうち補助対象とならない費用（門、塀、地下埋設物その他これらに類する物若しくは樹木の除却費用又は家財道具、機械、車両等の移転若しくは処分に係るもの）を除いた額とする。

2 補助金交付申請額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第 号
年 月 日

様

江府町長

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 交付年度 年度
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 交付条件
 - (1) この補助金は、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに町長の承認又は指示を受けること。
 - ア 内容を変更するとき（町長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 中止するとき。
 - ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 補助対象工事が完了したときは、完了の日から30日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日（その日が休日その他公休日にあたるときはその翌開庁日）までに、江府町特定空家等除去支援事業補助金実績報告書（第8号様式）を提出すること。
 - (4) 町長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象工事の執行状況について実地検査をすることがあること。
 - (5) 本補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消すことがあること。
 - (6) 補助金交付額は、補助対象経費の確定により変更する場合があること。

第 号
年 月 日

様

江府町長

江府町特定空家等除去支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付については、不交付の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 不交付の理由

年 月 日

江府町長 あて

届出者 住 所
氏 名
電話番号

江府町特定空家等除去支援事業補助金対象工事着手届

下記のとおり補助対象工事に着手したので、届け出します。

記

補助対象住宅の所在地	江府町
交付決定年月日及び番号	年 月 日 第 号
事業の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
着手年月日	年 月 日
備 考	

年 月 日

江府町長 あて

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

江府町特定空家等除去支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付決定を受けた本補助対象工事について、下記のとおりその内容を（変更・中止）したいので、申請します。

記

申 請 内 容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止	
補助対象住宅の所在地	江府町	
（変更・中止）年月日	年 月 日	
（変更・中止）の理由		
変 更 の 内 容 （※変更の場合のみ）		
補 助 対 象 経 費	変更前 円	変更後 円
補 助 金 交 付 申 請 額	変更前 円	変更後 円

※関係書類（変更の場合のみ添付）

- 1 工事实施（変更）計画書（第2号様式）
- 2 変更内容及び変更箇所が確認できる書類
- 3 変更見積書の写し（内訳明細が記されたもの）
- 4 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

江府町長

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付変更等決定通知書

年 月 日付けで変更等の申請のあった江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付については、次のとおり変更等の承認を決定したので、本補助金交付要綱第12条第2項の規定のより通知します。

1 既承認の内容

2 変更後の補助金の交付決定額 金 円

年 月 日

江府町長 あて

報告者 住 所
氏 名 印
電話番号

江府町特定空家等除去支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により江府町特定空家等除去支援事業補助金の交付決定を受けた補助対象工事について、関係書類を添えて実績報告をします。

記

補助対象経費	円
補助金交付決定額	円
補助金精算額	円
補助対象工事期間	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日

※関係書類

- 1 補助対象工事の請負契約書の写し又は請書の写し
- 2 補助対象工事に要する経費の請求書の写し又は領収書の写し（いずれも内訳明細が記されたもの）。なお、請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内にその写しを町に提出すること。
- 3 工事状況写真（施工後及び工事の内容が確認できるもの）
- 4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出書の写し（補助対象工事が同法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。）
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第I項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- 6 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

江府町長

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった江府町特定空家等除去支援事業補助金について、下記のとおり額の確定を行いましたので、本補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

記

確定補助金額 金 円

- 1 この補助金は、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
- 2 町長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象工事の執行状況について実地検査をすることがあること。
- 3 江府町特定空家等除去支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあること。

年 月 日

江府町長 あて

請求者 住 所
氏 名 印
電話番号

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付確定の通知のありました江府町特定空家等除去支援事業補助金について、本補助金交付要綱第 15 条の規定により請求します。

記

請求金額	円
------	---

振込先

	金融機関名	支店名
ゆうちょ 銀行以外	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
ゆうちょ 銀行	記号一番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※預金種別の欄は、該当する方を○で囲んでください。

第 号
年 月 日

様

江府町長

江府町特定空家等除去支援事業補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした江府町特定空家等除去支援事業補助金について、交付決定の一部（全部）取消しを決定したので、本補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付決定取消額 金 円
- 3 取消しの理由